

○学費減免規定

昭和40年2月18日

学園656

改正 2014年3月13日

(準拠)

第1条 学園の設置学校に在学する学生生徒に対し、学費減免(以下「減免」という)を行うについては、この規定の定めるところによる。

(条件)

第2条 減免は、本人の願い出に基づいて行う。ただし、第8条の減免については大阪工業大学(以下「工大」という)、摂南大学(以下「摂大」という)または広島国際大学(以下「広国大」という)の当該大学学生課長が一括して申請することができる。

(適用除外)

第3条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、減免を願い出ることはできない。

イ 学内奨学金を受けている者

ロ 工大ピアサポーターまたは高等学校実習助手に採用されている者

2 前項ロ号のうち、工大ピアサポーターは第7条イ、ロ号については適用するものとする。

(職員)

第4条 専任の職員が、学園設置学校(以下「学校」という)に入学した場合または編入学した場合は、その在職中学費の30%相当額を学費から減免することができる。

2 前項の減免は、当該学校の会計担当部署を経て理事長に願い出るものとし、理事長は、これを当該学校長に専決させるものとする。

(役員および職員の家族)

第5条 専任の役員および職員(以下「役職員」という)の家族で、つぎの各号のいずれかに該当する者には、その役職員の在職中前条を準用することができる。

イ 直系卑属

ロ 兄弟または姉妹で、現に所得税の扶養控除の該当者となっている者

(客員教員、嘱託の職員)

第6条 つぎの各号のいずれかに該当する者には、その在職中第4条および第5条を準用することができる。

イ 専任の職員が、退職後引き続いて客員教員または嘱託の職員として在職するとき

ロ 1年以上勤務した客員教員または嘱託の職員が引き続いて在職するとき

(大学院・高校進学者および編入学者)

第7条 つぎの各号のいずれかに該当する者に対しては、入学金の半額を減免することができる。

- イ 工大、摂大または広国大の卒業生で、工大大学院、摂大大学院、広国大大学院または専攻科に入学する者
- ロ 工大大学院、摂大大学院または広国大大学院の修了者で、工大大学院、摂大大学院、広国大大学院または広国大専攻科に入学する者
- ハ 常翔学園中学校または常翔啓光学園中学校の卒業生で常翔学園高校または常翔啓光学園高校に入学する者
- ニ 各学校の卒業生または中退者で、当該学校の学則の定めるところにより編入学または再入学する者
- ホ 各学校の在学者で、当該学校の学則の定めるところにより転入学する者

2 前項の減免は、当該学校の会計担当部署を経て、理事長に願い出るものとし、理事長はこれを当該学校長に専決させるものとする。

(成業見込みのある留年者)

第8条 工大大学院、摂大大学院または広国大大学院の博士後期課程の学生で、所定の単位を修得し、博士論文の提出のみを残して、修業年限を超えて在学する者に対しては、所定額の半額を減免することができる。

2 前項の減免は、理事長の定めるところにより、当該学校長が決する。

(学業継続困難者)

第9条 つぎの各号のいずれかに該当し、学業継続が困難となった者に対しては、その理由の発生した直後の学費の半額を減免することができる。

- イ 学費支弁者が、死亡または重度の心身障害者となり、他に支弁者がいない者
- ロ 住居が罹災し、経済的に困窮している者
- ハ 家業が破産または学費支弁者の責に帰せざる理由によって、その職を失い経済的に著しく困窮している者

2 前項各号のうち、二つ以上に該当する場合は、その理由の発生した直後の学費の全額を減免することができる。

3 前各項の減免は、当該学校の会計担当部署を経て、理事長に願い出るものとし、理事長は、これを当該学校長に専決させるものとする。

(休学者、年度途中卒業生等)

第10条 休学者、摂南大学学生海外留学規定または広島国際大学学生海外留学規定により留学を許可された者または年度途中卒業者もしくは退学者に対しては、当該学校の学費納入規定の定めるところにより減免することができる。

2 前項の減免の手続は、当該事項の許可を願い出ることをもって、これを省略できるものとする。

(資格の喪失)

第11条 この規定により減免の適用をうけている役職員が、当該資格を失ったときは、次期学費から減免を取り消す。ただし、その原因が下記の各号のいずれかに該当する場合は、当該学校を卒業するまで第5条を準用することができる。

イ 在職中死亡したとき

ロ 業務上の傷病により退職に至ったと認められるとき

(細則)

第12条 この規定に定めるもののほか各学校長は、当該学校における減免の取扱いに必要な事項を理事長の承認を得て定めることができる。

(規定の適用)

第13条 この規定による2以上の減免の理由に該当する者は、本人の選択にかかる1の減免のみ適用がうけられるものとする。

(規定の改廃)

第14条 この規定の改廃は、理事長が行う。

付 則

1 この規定は、昭和40年度入学生から適用する。

2 現に減免の適用を受けているものは、学籍の継続する限り現に受けている取扱いを認める。

3 特任教員年俸表1号俸適用者には、この規定を準用する。

4 減免する学費に100円未満の端数が出たときは、端数を切り捨てる。

5 この改正規定は、2014年4月1日から施行し、2014年度の学費納入時から適用する。